

報告事項 1

宇治市景観計画の変更について

宇治市景観計画の変更について、景観法第 9 条第 2 項に基づき、宇治市都市計画審議会に、別紙のとおり意見をお聴きします。

令和 6 年 3 月 27 日提出

宇治市長 松村 淳子